

令和8年3月31日  
文化庁企画調整課

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に  
関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」について、令和7年11月25日から令和8年1月4日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計359件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

番号	意見の対象 条 項 号		主な意見内容	意見内容を考慮した結果と理由
	1	2		
1	1		・前基準に比べ、今回の案は、経営及び資料についての記述が多かつ詳らかであり、全体としてバランスを欠いている。かつ、内容的に都市部など特定の博物館のことを想定していると考えられる基準案となっている。また、博物館利用者にとってより良い博物館像であるかも疑問である。あくまで基準なので、シンプルなもので良いのではないか。具体的には、博物館の使命に関する第四章1、第五章4、5「学校、家庭及び地域社会との連携」に関する項以外は、前基準と変更なしで良いと考える。	社会情勢の変化等を踏まえ、博物館ワーキンググループにおいて議論を行った結果、本告示のとおりとなっていることから、原案のとおりとします。
2	1		・新基準の内容を根拠として、「博物館の設置にはこれほどの質量の準備が必要→物理的に無理→博物館の設置を止める(あるいは廃止する)」という、誤解に基づく判断が起きないように、別途、新基準のガイドラインあるいは解釈の手引きを策定し、新基準の公布と同時に、セットで公表すべきです。 ガイドライン(解釈の手引き)には、新基準は、博物館の健全な発達を図り、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することに資することが至上の目的であり、そのための各種の情報を明示したものである。決して博物館の削減、衰退を誘うものではなく、誤解すべきでない、というような内容を明示すべきです。	本告示の趣旨や解釈については、公布通知において明確化しており、その周知に努めてまいります。
3	1	2	・第一条2(趣旨) 意見:あるべき姿の記述に関して、ユーザー視点＝国民及び関わる全ての人の幸福を目指すことを明記すべき 理由:今回の望ましい基準において、より「人」に焦点をあてた内容になっていると考える。「人」とは利用者だけでなく、博物館の中のスタッフや関係者等も幅広く含んでいることが特徴と思われる。このため冒頭部分の趣旨において、その前提となる「関わる人すべての幸せ」をゴール＝あるべき姿として定義することで、より博物館の社会的役割の解像度(理解度)が明確になると考える。	本告示第1条第2項の規定ぶりについては、博物館法第1条の規定ぶりとの整合性を図っているものであることから、原案のとおりとします。
4	1	2	・今回の望ましい基準の全部改訂は、この先の博物館の姿を示す重要な方針で、かなり細かい役割や設置者に対する責任など踏み込んだ内容もあり、博物館行政に携わる人間としては大変ありがたく思います。  ただ、行政運営の博物館では、この基準が(博物館側の意図しないところで)悪用され「ここに示されている役割は財政的に厳しく無理だから、そもそも博物館をやめよう」とならないよう、この基準が理想形であることや、地域の実情や人員、予算に合わせてできるところから目指していくべき内容・姿であることを、財政部局や事務方にもきちんとわかる形で周知や補足説明をお願いします。  また、文化財や博物館行政は二極化が進んでおり、その重要性を理解して人やお金をかけられるところは発展し、そうではない小規模館は閉館待たなしの状況に追い込まれています。文化観光立国を目指すのであれば、地域の文化や歴史を伝え、未来に残す最後のセーフティネットとしての博物館が、なす術もなく閉館に追い込まれ、奈良県の事例のように資料の処分にも追いつかれることのないよう、国として地域の貴重な資料を守る、広域でのセーフティネットも含めて検討して欲しいです。  地方自治の尊重から、義務的なところが厳しいのは理解していますが、中小規模の施設が最後に頼れるのは法律や国の示す指針や基準です。博物館の大多数を占める中小規模館を救い、希望となる施策をお願いします。	本告示の趣旨や解釈については、公布通知において明確化しており、その周知に努めてまいります。また、御指摘の趣旨を踏まえて、第1条第2項及び第6条第1項を以下のとおりとしました。  <u>第1条第2項 博物館は、博物館資料がわが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、かつ、後代の国民に継承することが将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、この基準に基づき、その事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するとともに、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するよう努めるものとする。</u>  <u>第6条第1項 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世に継承することが重要であることに鑑み、基本的運営方針を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。</u>
5	2		・新基準第二条において、都道府県および市区町村の役割は明記されているが、国が果たすべき役割が明記されていない。改正を機にこの条に国の博物館に対する役割を明記すべきではないかと考える。	本告示は博物館法に規定する登録博物館に係るものであり、国が設置する博物館は登録博物館に該当しないことから、原案のとおりとします。
6	2	3	・参酌基準の改定時のように改正の意図について解説した逐条解説を別途文化庁より発信することを求める。  第2条第4項にて「単独で又は市町村と共同して」を「単独で又は他の地方公共団体等と共同して」と改正したことについては、人口減少に伴う税収不足による市町村の財政の縮減が見込まれる現状においては、共同相手の多様化を認めることは共同経営の可能性を高めることにつながる点で、わが国の博物館施策の持続性を高めることにつながるため賛成する。 地方公共団体等とあることは、市町村だけでなく都道府県やNPO・NGO、企業などとの共同も認めていると考えられるが、条文だけではその意図が伝わりにくいため、参酌基準の改定時のように改正の意図について解説した逐条解説を別途文化庁より発信することを求める。	本告示の趣旨については、今後周知に努めてまいります。 なお、公布通知においては、『市町村の共同設置は必ずしも市町村間とは限らず、都道府県との共同設置やPFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。)等に参画する民間事業者も想定されることから「他の地方公共団体等と共同して」と規定したこと。』と明記しております。
7	2	4	・第2条第4項により、設置者が博物館の使命達成のために必要な措置(事業実施、人員確保・処遇、施設設備維持、財源確保等)を講ずる努力義務を負うことは、現場の基盤整備の観点から賛同します。 一方で、第3条第4項が「広告収入、資産運用等の効果的な収益事業の推進」や「収入の多角化とその拡大」を明記している点は、基準として“収益の拡大”が目的化し、設置者側に都合よく解釈される懸念があります。 博物館は公共性・非営利性を基盤とする文化施設であり、短期的な収益指標の重視が強まるほど、調査研究・資料保全・教育普及や、社会的包摂(アクセス保障・情報保障を含む)が後景化するリスクがあります。 については、第3条第4項について、収益確保が使命達成の「手段」であることを明確にし、少なくとも「公共性・非営利性を損なわない」「社会的包摂・アクセシビリティを後退させない」「学芸(調査研究・資料保全)に必要な基礎的機能を損なわない」等、運用上の歯止めが読み取れるような文言の補強(趣旨の明確化、但書の追加等)を検討いただきたいと思います。  【理由】 持続可能性の確保には賛同する一方、「収入の拡大」が独り歩きした場合、博物館本来の使命とトレードオフになり得るため。	御指摘の内容は、本告示にあえて規定する必要はないことから、原案のとおりとします。 なお、公布通知においては、『第3条に規定する博物館による新たな資金等の確保や収入の多角化とその拡大をもって、設置者による資金等の確保の努力が失われることとならないよう取組を進めていただきたいこと。』と明記しております。
8	3		・第三条(全体) 博物館の経営の基本として、「基本的運営方針を踏まえ、適切に資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとする。」とあるが、経営の根拠となる「基本的運営方針」については、計画とともに第四条で取り扱っており、順序が逆になっている。そもそも、基本的運営があってこそその、経営上の工夫であるべきであり、基本的運営方針を第三条とし、経営については第三条をうけて第四条として取り扱うべきであろう。	博物館の経営について規定する本告示第3条は、設置者の責務について規定する第2条と近接することがより望ましいこと等から、原案のとおりとします。
9	3		・第三条を博物館の経営としているが、主たる内容は資金調達であり、それは経営とは言えないのではないか。	本告示第3条には資金調達以外の内容も含まれていることから、原案のとおりとします。 なお、公布通知においては『「経営」とは、日常的な業務の遂行を意味する「運営」という言葉を超えて、基本的運営方針に基づく中長期的な視野に立った経営戦略の上での人材・物資・資金等の経営資源の獲得と配分、それによる活動の効率化と成果の最大化を実現する取組を意味すること。』と明記しております。
10	3	1	・新基準第三条において、博物館の資料の収集・保管・展示・教育について言及されている。しかし、これらの要素は博物館の活動を定義するものであり博物館の経営とは全く別の議題である。公共物である博物館の活動を経営の項に含むことは、公共物がその活動を市民ではなく自身の利益を目的としたものになりかず、公共物の定義を損ないかねないのではないか。 経営の項からは博物館の資料に関する活動を取り除くべきと考える。	博物館の活動と経営とは相互に関連しているものであることから、原案のとおりとします。
11	3	2	・博物館の運営 第三条2 について →「外部の専門性を有するもの」「多様な支援者や協力者」の具体的なイメージが設置者にわくよう、文言の補強が欲しい。例えば人権、医療、福祉、金融機関など。支援者や協力者としては、企業・個人の寄付者、積極的な利用者集団である友の会、ボランティアなど。	御指摘の内容は、本告示にあえて規定する必要はないことから、原案のとおりとします。 なお、公布通知においては、『博物館の経営の要素の1つとして、博物館の活動の充実及び発展に向け、寄附者やボランティア等の支援を拡大することも考えられるが、実際には当初から寄附者やボランティアとして博物館に関わるわけではなく、利用者としての経験を積み重ねる中で関係が構築され、行動に至ると考えられることから、こうした過程に着目し、博物館の利用者の拡大とその満足度の向上、多様な支援者や協力者の拡大に努めることについて規定したこと。』と明記しております。
12	3	3	・改正案の第3条の3について、「その維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合」に「対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする」を結びつけるのは、法の目的を踏まえるとしても、ただし書の規定を博物館法本文より優先しており、かつそれに記載された内容である維持運営に必要な入館料とも矛盾する(「必要な」は限定的な意味であるため「柔軟かつ効果的」とは相いれない)記載であるため改正案から削除すべきである。	本告示第3条第3項はあくまでも「公立博物館(法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。))が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合」について規定しているものであり、博物館法第26条と矛盾するものではないことから、原案のとおりとします。

13	3	4	<p>・第3条第4項に記載の外部資金の獲得や収入の多角化を望ましい基準における努力目標にするのは適切ではない。公立館は、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の向上に資すると考えた地方公共団体等が自ら博物館を設置している。博物館運営のための資金も、地方公共団体等の意思決定に基づき確保されており、効率的な行政運営の観点から、すでにその収入・支出については適正化が図られているものと考えられる。外部資金を確保した場合には、効率的な行政運営の観点から増収分を特定財源とし、一般財源からの支出を減らすことになると考えられる。つまり、外部資金や収入が多角化されたことで、より充実した博物館活動の予算として活用されるとは考えられない。外部資金は常に確保できるとは限らないことから、かえって博物館の基礎的な運営資金を不安定にさせる可能性すらある。私立館においては、そもそもすでにその資金については設置者において様々な調達手段によって確保されているものであり、努力目標として基準とする必要性がない。そもそも外部資金の獲得や収入の多角化は、博物館法の条文のいずれにも関係する記述がない。よって、基準する必要がない項目であると考えられる。</p>	<p>博物館ワーキンググループにおいて経営の重要性が議論されたことを踏まえて本告示第3条を規定していることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、公布通知においては、『第3条に規定する博物館による新たな資金等の確保や収入の多角化とその拡大をもって、設置者による資金等の確保の努力が失われることとならないよう取組を進めていただきたいこと。』と明記しております。</p>
14	3	5	<p>・第三条5 国際的な視野に立った博物館経営は重要であるが、博物館の80%が、歴史館、美術館、郷土館といった地域文化を主な対象とする博物館であることや、学芸員の数が数人の小規模博物館が大多数である実情をみると、国際的な視野に立った博物館経営の在り方を学び、取り入れるだけの専門的な人的資源を確保することは、現今の社会情勢をみると非常に困難であろう。努力目標よりも緩い表現にとどめ、留意すべきとすべきであろう。</p>	<p>国際的な状況等を踏まえて、国際的な視野に立った経営改善を行っていく必要性が博物館ワーキンググループにおいても指摘されていることから、原案のとおりとします。</p>
15	5	2	<p>・(運営の状況に関する点検及び評価等)第5条第2項について 当該条文の「多様な関係者」に関する項目については、従前どおり「博物館協議会」に関する法制上の諸規定を活かし、「学校教育及び社会教育の関係者」や「家庭教育の向上に資する活動を行う者」についても明記されることが望ましいと考えます。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第5条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民その他の多様な関係者(第六条第二項において「多様な関係者」という。)による評価を行うよう努めるものとする。</p>
16	6	1	<p>・改正案の第6条の1について、博物館の記録がなければ適切な保管ができないため、「収集、保管および記録」のように「記録」の文言を加えるべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨は、本告示第6条第4項中の「所蔵する博物館資料の安定的な保存」及び第7項中の「来歴や展示の実績等を記録する」で既に読み込めることから、原案のとおりとします。</p>
17	6	2	<p>・第6条2項・3項を削除すること。もしくは「廃棄」「交換」「譲渡」「複製による代替」等の記載を削除すること。博物館および資料の多様性や地域性を踏まえて、基準は必要最低限の文言に留めるべきである。少なくとも、現段階での「廃棄」の明記は時期尚早であり、設置・管理者である地方公共団体等に利用、濫用される危険性が非常に大きい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、貴重な博物館資料を後代の国民に継承するための資料管理の適切な在り方について明確化するとともに、廃棄を検討する際の手続きを丁寧に定めることにより安易な廃棄に歯止めをかける観点から、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄については、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</p>
18	6	2	<p>・第六条2について賛同する。ただし、「博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討」の、「廃棄」の文言については、盲目的な経費削減のために文化的価値評価を軽視した積極的な廃棄が行われる危険性が拭えず、ハレーションを起こす可能性があることから、改正時に「廃棄等」に込められた意図について、参酌基準の改定時のように逐条解説として別途文化庁より発信することを求める。</p>	<p>本告示の趣旨や解釈については、公布通知においてお示ししており、今後周知に努めてまいります。なお、御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄については、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</p>
19	6	2	<p>・第6条2項 資料の廃棄については、来歴が不明であることや長年の調査によっても研究成果が得られないなど、廃棄の理由付けを確実にすることを条件とすることを前提とし、安易な廃棄を促すものではないと記述して欲しい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄については、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</p> <p>なお、公布通知においては、『安易な廃棄を推奨している趣旨では全くないものであるとともに、博物館資料の廃棄はこれまでも個別の博物館の博物館資料の収集及び管理に係る方針等に基づいて行われており、本改正により初めて廃棄が可能となるものではないこと。』と明記しております。</p>
20	6	2	<p>・第6条2について。 博物館資料の交換・譲渡・廃棄は非常にデリケートな問題であり、博物館関係者の一人として安易な書きぶりに強い懸念を覚えます。収蔵庫問題も喫緊の課題であり、資料の交換・譲渡・廃棄について博物館関係者が真剣に考えなければなりません。本改正案の書きぶりでは、地方自治体内部で都合よく解釈され、実際に資料が廃棄される事態に繋がりがかねません。したがって、「資料の交換・譲渡・廃棄に当たっては、設置者や博物館が博物館倫理に則って厳格な手続きを定めること」「実際に交換・譲渡・廃棄が行われる場合、定められた手続きに従って行われること」「資料の旧所蔵者をはじめとするステークホルダーの信頼を損なわないように努めること」などの条件を付すべきと考えます。 なお、当パブリックコメントの趣旨には当てはまりませんが、資料の交換・譲渡・廃棄は前例が少ないことから、文化庁や日本博物協会が主体となってガイドラインを制定すべき旨、申し添えます。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄については、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</p> <p>また、御指摘の趣旨を踏まえ、公布通知において、『今後、文化庁として、博物館資料の管理の在り方に関する考え方を更に詳細化し、令和8年度中を目途に整理・提示する予定であること。』と明記しております。</p>

21	6	2	<p>・(資料の収集、保管等)第6条第2項について 「…博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。」について、IGOM倫理規程では、適切な手続きに基づく除籍・廃棄は認められているものの「他館に提供することが第一の選択肢として強く推奨される」とした上で「透明性・記録・専門的判断・公共的利益の確保」を必須としている。このように「廃棄」は、例外的措置であり、最後の手段であることを強調する文言を追加することが求められる。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</b></p>
22	6	2	<p>・改正案第6条第2項について 第2項における「博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする」という規定について、各博物館の現状として、収蔵庫の飽和化による収蔵資料の精査が課題となっていることは確かだが、譲渡・廃棄等を文化庁が明文化して推奨することによる影響を重く考えるべきである。この規定は、博物館設置者による「再評価」という名の無秩序な廃棄にお墨付きを与えることにもつながる。また本規定は、同条第3項と合わせて解釈することにより、「実物資料の保存が困難な場合には、デジタル化を含めた複製製作により、実物を廃棄することができる」という結論につながることを危惧する。 こうした状況を防ぐため、例えば「廃棄等を含めた管理の在り方の検討においては、長期的かつ客観的な視点を導入し、安易な判断による資料損失につながらないように努めるものとする」のように推奨ではなく、厳密な運用を求める方向性で規定すべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</b></p> <p>なお、公布通知においては、『安易な廃棄を推奨している趣旨では全くないものであるとともに、博物館資料の廃棄はこれまでも個別の博物館の博物館資料の収集及び管理に係る方針等に基づいて行われており、本改正により初めて廃棄が可能となるものではないこと。』『実物等資料を保存して将来の世代に継承することが博物館の基本的な機能として重要であることを前提としていること。』と明記しております。</p>
23	6	2	<p>・第6条第2項中、「、廃棄」は削除する、あるいは廃棄よりも穏当な語・表現に修正するべきである。 第6条第2項は、博物館資料の収集、管理(除籍処分を含む)を、明確な方針とルールの下で行うことを促す規定と解されるが、処分方法を複数例示する中に「、廃棄」を含めるのは、適切ではない。告示の上位規程である博物館法には、博物館資料の処分に関する規定はないにもかかわらず、下位規程の「望ましい基準」で、本則中に廃棄にまで言及するのは、踏み込みすぎと考える。仮に博物館が博物館資料の廃棄に相当する処分を機関決定の上実施することがあり得るとしても、告示の本則上「廃棄」の語が含まれていると、収蔵庫の狭隘化問題等との関連で、博物館の設置母体組織内の上位者や他部署から、望ましいこととして博物館にとり不本意な形で博物館資料の廃棄を主張され、博物館の現場が苦慮する事態が発生することが、強く懸念される。 博物館資料の除籍処分が、安易、恣意的に行われることがないよう、施行通知において十分に解説することが必要である。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、廃棄を検討する際の手続きを丁寧な定めることにより安易な廃棄に歯止めをかける観点から、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</b></p> <p>なお、公布通知においては、『安易な廃棄を推奨している趣旨では全くないものであるとともに、博物館資料の廃棄はこれまでも個別の博物館の博物館資料の収集及び管理に係る方針等に基づいて行われており、本改正により初めて廃棄が可能となるものではないこと。』と明記しております。</p>
24	6	2	<p>・第6条第2項において「博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討」とあるが、「廃棄」はインパクトが強すぎる表現。基本的に収集方針と保存管理が適切であれば、廃棄の選択肢は取りえない。収蔵庫がないから廃棄、ということにはならない。「再評価に基づく」とさらっと述べているが「再評価」をどう行うかによって結果が大きく違ってくる。再評価について、どうして行うのか、どの程度行うのか、を表現することが必要。廃棄について触れる必要があるならば、「廃棄についてはその取得した経緯を十分に踏まえて設置者として、寄贈者や利用者、地域住民等の信頼を損ねることのないようにすること」など丁寧な明記することで影響を緩和することが考えられる。また、「廃棄が想定されるのは、作成したパネルなど現物そのものの価値がないものなどに限られる」とことなどを例示したり別途明文化した基準を設けることも考えられる。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、廃棄を検討する際の手続きを丁寧な定めることにより安易な廃棄に歯止めをかける観点から、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</b></p> <p>なお、公布通知において、『特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。』と明記しております。</p>
25	6	2	<p>・第六条2 告示で新たに設けられた内容である。長期的計画をもたない博物館の運営は恥ずべきことであるが、予算や人員が十分でないことが原因である場合も多い。博物館の収蔵資料の管理の在り方については、博物館の中心業務であり、ここで立項する意義は評価する。一方で、実物資料の交換、譲渡、譲渡、廃棄について、貸与、返却と同列に扱うことには違和感を感じる。図書館の蔵書の場合、多くは量産品であるが、博物館の資料は1点ものが多い。貸与の場合は所有権は移動しないことから、また返却の場合は本来の所有者の同意が条件であることから、実物資料の滅失、散逸の危険は少ないと想定できる。しかし、交換、譲渡の場合は、所有権が移動することにより、新たな所有者に悪意があれば史料的価値を正当に判断されることなく、破棄される可能性がある。また、博物館が自主的に破棄を検討することは、やぶさかではないが、やはり貸与、返却と同列に、軽々に扱うべきものではなく、廃棄についての言及は、外部有識者等を含めた審議会を組織して検討するなど、セーフティネットを考慮した文言にすべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</b></p>

26	6	2	<p>・コメント: 資料の「廃棄」に関する歯止め 対象: 第6条(資料の収集、保管等)第2項について</p> <p>本案第6条第2項において、資料の「交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等」の検討が明記されたことは、収蔵庫の飽和问题に対する現実的な対応として理解する。しかし、「廃棄」という文言が、設置者(自治体等)による財政的理由のみに基づく安易なコレクションの削減(行政的な処分)を招く懸念がある。かつて明治期の近代化において、当時の価値基準で無用とされた多くの正倉・資料が失われた歴史的教訓に鑑みれば、現在の価値観のみで資料の命運を決することは極めて慎重であるべきである。資料が真の価値を発揮するまでには千年単位の潜伏期間が必要な場合があるのである。</p> <p>したがって、本基準の施行にあたっては、以下の点を担保する記述を追加、または別途ガイドラインを策定することを強く要望する。 (1)廃棄等の決定プロセスには、外部有識者や専門職員(学芸員・アーキビスト)による「学術的評価」を必須とすること。 (2)現在は価値が不明確であっても、将来的な科学技術の進展により重要性が生じる可能性(将来価値)がある資料については、デジタル化等の代替措置のみならず、「凍結保存(現状維持)」の選択肢を残すこと。 (3)廃棄・譲渡の決定に至った経緯とリストを公開し、一定期間の猶予(第三者による異議申し立てや引き受けの機会)を設けること。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第6条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。</p> <p>なお、公布通知においては、『個別の博物館資料の取扱いについても、こうしたことを踏まえて、当該資料の価値付けや、想定される取扱いに伴う影響等の評価を、専門家の助言も得た上で、適切に行うことが望ましいこと。』、『博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、当該資料の意義、性格、収蔵するコレクション(資料群)の中での体系的な位置付けを十分に踏まえた上で、多様な関係者の意見を聴きつつ、第三者的な観点を含めた手続の透明性を確保して、資料の所在等の調査研究等を踏まえた長期的な見地から、かつ、地域の実情や当該行為が及ぼす影響の評価を含めた専門的・学術的・倫理的な見地も含めた総合的な見地から行うこと。特に、対象となる博物館資料が寄贈によるものである場合には、寄贈者の意思も確認しつつ、検討を行うことが望ましいこと。』、『多様な関係者・地域への事前の周知や、記録の保持等を確実に行うことが望ましいこと。』と明記しております。</p>
27	6	4	<p>・改正案の第6条の4について、「デジタルアーカイブ」の意味は多義的であるため、この文章の文脈では「デジタル化」または「電子化」が適切である。</p>	<p>文化庁の予算事業等においてもデジタルアーカイブという用語を使用していることから、原案のとおりとします。</p>
28	6	4	<p>・博物館資料のデジタルアーカイブ化と「外部のデータベース等との連携」が明記されたことを高く評価します。この連携先として、「図書館」を明示的、あるいは解釈として強く含めるべきと考えます。博物館資料(モノ)と図書館資料(図書・文献)は、相互に補完し合うことで初めて深い学習や研究が可能となります。特にデジタルアーカイブにおいては、国立国会図書館サーチやジャパンサーチ等とのメタデータ連携(MLA連携)を推進することで、利用者が館種を超えて知にアクセスできる環境が整います。</p>	<p>御指摘の趣旨は、本告示第6条第4項中の「外部のデータベース等との連携」及び同条第6項中の「博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報・・・の収集、保管及び活用に努める」で既に読み込めることから、原案のとおりとします。</p>
29	6	4	<p>・第6条第4項(デジタルアーカイブ)について 現状の文言: 「博物館は、博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することにより、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理及び積極的な活用の促進に努めるものとする。」 提案: 同項に以下の文言を追加することを求めます。 「なお、デジタルアーカイブは実物資料の代替ではなく、実物資料への関心を高め、その利用を促進するための手段として位置づけるものとする。また、3Dプリントレプリカ等の活用により、実物資料に触れる機会の拡大に努めるものとする。」 理由: デジタルデータ化が「実物資料不要論」につながる懸念があります。しかし、複製や模型が実物の補助であったように、3Dデータも実物資料の価値を高める緩衝材です。この点を明確に規定することで、デジタル化と実物保全の両立を図るべきです。 弊法人である路上博物館の実践では、3Dプリントレプリカに触れた人々の多くが「実物も見たい」と言います。デジタル技術は博物館への入口を広げるツールだと考えます。そしてゆくゆく博物館は、誰も実物資料に制限なくアクセスできる施設を目指すべきであると考えます。</p>	<p>御指摘の内容は、本告示にあえて規定する必要はないことから、原案のとおりとします。 なお、公布通知においては、『本項の規定は、実物等資料を保存して将来の世代に継承することが博物館の基本的な機能として重要であることを前提としていること。』と明示しております。</p>
30	6	8	<p>第6条8について、博物館が休止又は廃止となる場合には、博物館よりも博物館設置者のほうが圧倒的な意思決定権を有するため、博物館が「資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努める」ことが環境的に困難になることが容易に予想される。改正案第2条1で設置者の努力義務が規定されているため、このことについては設置者も等しく負っているものであると解釈できるが、そのことを念押しする解説を、参酌基準の改定時のように逐条解説として別途文化庁より発信することを求める。</p>	<p>本告示の趣旨については、今後周知に努めてまいります。 なお、公布通知においては、『博物館が所蔵する資料等は、広く公開され、活用されるときも、長く保存、伝承されるべきものであることに鑑み、所蔵する博物館資料や図書等が散逸して失われることのないよう、博物館が休止又は廃止となる場合その他の従前の事業を継続できない場合には、あらかじめ他の博物館への譲渡その他の方法により、博物館資料等の適切な継承に努めること、また休止又は廃止に備えて日頃から他の博物館等との間における目録の共有その他連携に努めることが望ましいこと。』と明示しております。</p>
31	6	8	<p>6条8項において、事業継続ができない場合の他機関への譲渡物の対象に、作成したデジタルデータを加えること。博物館資料や図書と同様にデジタルデータも博物館の資産として重要なものであるからである。</p>	<p>本告示第6条第8項中の「博物館資料」の定義は、第3条第1項にあるとおり博物館法第2条第4項に規定する博物館資料であり、その定義には電磁的記録を含むこととされていることから、原案のとおりとします。</p>
32	7		<p>・「博物館は、博物館資料の展示に当たっては、利用者の視線に立ち…(略)」とある。利用者の視線は大変重要ではあるが、展示は第三・四条で規定される「基本的運営方針」にもとづいて行われるべきものということをこの条文でも記載するべきであると考えられる。 ・第三・四条にはそのことが明記してあり、「(資料の収集、保管等)第6条」には「基本的運営方針を踏まえて収集管理の方針を策定すること」とあるが第七条の「(展示等)」には基本的運営方針が出てこない。 ・展示は利用者とは直接相対する部分であるから、ということもあろうが、理念的に言えば資料の収集も利用者の目線で…ということにもなるので、第七条だけに「利用者の視線」が前置きなく入るのは唐突感がある。 ・展示も基本的運営方針に基づくことが第三・四条には記載はされているが、第七条においても、基本的運営方針に基づいた上で展示がなされるべきこと、その上で「利用者の視線」に十分配慮することを求める記載方法とする方が資料の収集保管の条文とのバランスが良いのではないと思われる。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第7条第1項柱書きを以下のとおりとしました。</p> <p>第七条 博物館は、博物館資料の展示に当たっては、基本的運営方針を踏まえるとともに、利用者や地域住民等の視点に立ち、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者や地域住民等の関心を高め、当該博物館資料に関する知識を普及するとともに、博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者や地域住民等の理解を深めるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。</p>
33	7	1 2	<p>第七条 展示等の条項について、令和元年改正の基準では第六条に「その所蔵する博物館資料による常設的な展示」と「臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする」という文言があり、これがほぼ常設展、特別展の定義付けの役割を果たしている。告示では、五で「常設の展示について」、六「特別の展示について」とあるが、それらの説明はなく、唐突にそれらの語が使用されている。 現状に寄せれば、二において「所蔵資料に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いるとともに、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。」の一文を工夫することで、対応するのが良いと思う。例えば、「所蔵資料による常設的な展示に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いる特別展示など、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。」としてどうか。 常設展示と特別展示の定義を曖昧にしたことは、もしかすると博物館の予算が削減されれば、特別展の開催は難しくなってくる現状に鑑み、特別展ができないから博物館としての責務が果たせていない、という断罪はしたくないという背景があったのかもしれない。しかし、常設展と特別展の区別が一般に理解されてきたのも、博物館の数十年にわたる活動の成果であり、その努力と実績を無に帰すことには賛同しかねる。「行うものとする」という義務から、やや強制力を弱めて、「努めるものとする」と努力義務にするだけで、よいのではないか。博物館界隈の活性化のためにも、常設展、特別展の用語の区別は温存し、さらなる活用を図るべきだと考える。</p>	<p>旧告示第6条第1項は、所蔵する博物館資料による常設的な展示と、他館から借り受けた博物館資料を含む特別の展示という区分を規定していましたが、博物館の規模や館種によって貸借の状況を含む展示の在り方は多様であり、必ずしも美態にそぐわないため、他の博物館等から借り受けた資料等の使用や常設及び特別の展示に係る留意事項について、各号の中で規定したことから、原案のとおりとします。</p>

34	7	1	7	<p>・「子供」の語が指す範囲が明確でないため、語の定義を加える等明確化する、あるいは「子供とその保護者」を「青少年、乳幼児とその保護者」に〔第7条第7号、第9条第2項、第11条第1項、第16条第1項第5号〕、「子供」を「青少年」に〔第11条第2項〕修正することが望ましい。</p> <p>旧告示で配慮対象としていたのは、「青少年」及び「乳幼児」の保護者で、年齢層が明確であったが、新告示の「子供」ではそれが明確でない。法令及び行政文書で用いられる「子供」及び「こども」「子ども」の語義は、必ずしも一定でないことから、定義づけが望まれる。仮に「子供」が未成年者と同義であるとすると、中等教育を受けている年代の者の保護者が配慮対象に含まれるように読めるのは、違和感がある。</p>	<p>旧告示第10条第2項に規定していた「青少年」について、大学生や20代、30代を一般的に意味する「若者」に範囲を拡大した上で「子供」と合わせて規定し、以下のとおりとしました。</p> <p>＜第7条第7号＞ 七 子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うこと。</p> <p>＜第9条第2項＞ 2 博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとする。</p> <p>＜第11条＞ 第十一条 博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。 2 博物館は、その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供及び若者の関心と理解を深めるため、子供及び若者向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>＜第16条第1項第5号＞ 五 音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備</p>
35	7	1	7	<p>・第七条七ノ第九条2 等における利用者等の定義への追記および統一 前者では、「子どもとその保護者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の」とあり、後者では「子供とその保護者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な」とある ここで表記に違いを持たせているのはなぜか。</p>	<p>本告示第9条第2項、第11条第1項及び第16条第1項第5号は、円滑な利用に係るものであることから「特に配慮を必要とする者」の例として「妊娠中の者」と規定しているのに対して、第7条第7号は、関心及び特性に沿った展示や解説等に係るものであることから「多様な利用者」と規定し「妊娠中の者」は含めないこととしているものであることから、原案のとおりとします。</p>
36	7	1	7	<p>・対象：第7条・第9条</p> <p>第7条・第9条において、多様な利用者の関心や特性に沿った展示・解説、円滑な利用への配慮を求める方向性には賛同します。</p> <p>一方で、第7条第7号および第9条第2項にある「日本語を理解できない者」という表現が、子ども・高齢者・障害者等の属性と並列に置かれている点には不自然で、意図が誤解されるおそれがあります。多文化共生社会への貢献を志向するのであれば、国籍ではなく言語状況に着目した「日本語を母語としない者」等、より適切で尊重的な表現も検討できると考えます。</p> <p>加えて、理解の障壁は言語だけではなく、専門用語、前提知識、認知特性、来館状況の制約等によっても生じます。専門用語を理解しにくい健全な成人日本人も含め、属性列挙だけでは拾い切れない課題が現場にはあります。</p> <p>そのため、特定属性の列挙に寄せ過ぎるよりも、誰もが理解しやすい展示・解説・プログラムを実現する方向、合理的配慮を含む「情報保障／分かりやすさ」をより正面に据えた書きぶりへの修正を提案します。</p> <p>【理由】 多様性配慮の趣旨(利用者中心・包摂)をよりの確に実現し、誤解や分断を生みにくい表現にするため 以上</p>	<p>博物館法施行規則第21条第4号との整合性の観点から、原案のとおりとします。</p>
37	8	1		<p>・第八条1項に関して 博物館は(中略)「調査研究の充実を図るものとする。」を【充実と発展を図るものとする。】と変更することを提案する。 理由：博物館は貴重な各種資料・図書・プログラム等を通じて新たな学術的成果を生み出し、調査研究を発展させる場として機能すると考えられるため。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、第8条第1項を以下のとおりとしました。</p> <p>第八条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、博物館の活動の充実及び発展のための専門的調査研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p>
38	8	1・2		<p>・第八条についての意見を理由も添えて提出します。</p> <p>(調査研究) 第八条 博物館は、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>博物館が今後も充実を図るよう努めるべき「調査研究」の範疇は、「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」「博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究」「その他の調査研究」の3つが挙げられているが、博物館に係る調査研究で最も遅れている、あるいは看過されてきた領域は、博物館の運営、倫理、評価等、博物館資料に依拠した活動と直接関連しないが、博物館組織の設置と存在そのものの意義、博物館が地域に存続する根拠、博物館の社会へ果たす役割と責任、博物館活動を評価する方法等、いわば博物館を学術研究対象として理論と実践の両側面から分析し博物館施策へ生かす博物館学の調査研究である。本条文中「その他」の調査研究で片付けてしまうのでは、今まさに改正をしようとしている、博物館を運営する上の望ましい基準そのものを、今後学術的、文化政策的観点から継続的、客観的、批判的に見直し改善していく機会を逸してしまう可能性があり、大いに危惧する。博物館学は、博物館の外側の研究者(大学研究機関等)がそもそもやるもので博物館の設置運営者自体や学芸員自体は、自分たちの組織のセルフスタディーを実施する必要がない社会から望まれてもいないという自己無批判的な姿勢は、日本の博物館界の健全な維持発展を阻害する要因となりうる。したがって、以下のように第八条の条文案を修正することを提案する。</p> <p>第八条(案) 博物館は、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館の運営、倫理及び評価等の博物館学に関する専門的調査研究、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>さらに上の修正条文案に呼応する形で、第8条2項の三の以下の条文を変更することを提案する。</p> <p>2 前項の調査研究を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。… 三 前号の成果を博物館の運営、倫理及び評価の方針並びに博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映すること。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第8条第1項を以下のとおりとしました。</p> <p>第八条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、博物館の活動の充実及び発展のための専門的調査研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p>
39	9	1		<p>・(学習機会の提供及び創造的活動への支援)第9条(見出し)について (学習機会の提供及び創造的活動への支援)を改正前の第8条第1項にあった「調査研究」を入れて(学習機会の提供、調査研究及び創造的活動への支援)とする。 理由：学習機会の提供及び創造的活動への支援を行う社会教育施設および文化施設である博物館に固有な役割として従前より「調査研究」が規定されているため。</p>	<p>「創造的活動」及び「業務」には、旧告示第8条の「調査研究」に係る取組も含まれることから、原案のとおりとします。</p>

40	9	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見: 原案の第九条第一項第一号で実施する事業の内容又は博物館資料等に関する情報源として、「目録」を追加する。</li> <li>理由: 目録も博物館資料等に関する情報源であることに加え、博物館法第三条第一項第七号の事業でも、図録とともにその作成・頒布が列挙されているため。</li> <li>提案(変更箇所を◇～◇で表示):            第九条第一項            一 実施する事業の内容または博物館資料等に関する案内書、パンフレット、◇目録◇、図録、解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。</li> </ul>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第9条第1項第1号を次の通りとしました。(博物館法第3条第1項第7号と同じ文言を使っている箇所は、順序も統一させました。)</p> <p>一 実施する事業の内容又は博物館資料等に関する案内書、パンフレット、<del>解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等</del>を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。</p>
41	9	1	1	<p>新第9条第1項第1号            博物館の事業を列挙した博物館法第3条第1項第7号における「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。」の規定と順番を含め異なっています。            博物館法で規定した「目録」よりも「パンフレット」が先に規定することについて、法改正によらず告示で順番や内容を変えるのはいかがなものでしょうか。</p>	<p>博物館法第3条第1項第7号と同じ文言を使っている箇所は、順序を統一させる観点から、本告示第9条第1項第1号を次の通りとしましたが、パンフレットは案内書や解説書と内容の関連性が深いことから、御指摘の順番変更については原案のとおりとします。</p> <p>一 実施する事業の内容又は博物館資料等に関する案内書、パンフレット、<del>解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等</del>を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。</p>
42	9	1	2	<p>第九条 1の二            二において、館外展示の場所として「学校」と並列して「商業施設」があがっているが、それ以外にも公民館や公共施設等での展示がある。さまざまな場所での館外展示を想定するのであれば、「学校や公共施設、商業施設等」と例を追加すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえつつ、本告示第6条第8項との平仄も勘案し、第9条第1項第2号を以下のとおりとしました。</p> <p>二 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、体験活動その他の催しの開催及びその援助、<u>公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、学校、商業施設等</u>における館外展示の実施等の方法により学習の機会を広く提供すること。</p>
43	9	1	4	<p>・第九条一項四号において、「二次利用の許諾を含むオープンデータ化」とありますが、オープンデータとは、そもそも二次利用の許諾手続きを経ず利用できるデータのことで、許諾という言葉の使用は適切でないと考えます。「二次利用の条件を明示したオープンデータ化」など、広く学習活動や創造的活動に活用できる表現への変更を希望いたします。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第9条第1項第4号を以下のとおりとしました。</p> <p>四 デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。</p>
44	9	2	2	<p>・第九条の2において、博物館が前項各号の業務を実施するに当たり多様な利用者の円滑な利用について「留意する」としている点には重大な欠陥があると考えます。第九条では、博物館が利用者及び地域住民等の学習活動や創造的活動に資するため、各号に掲げる業務を実施することについて「努める」と明確に規定されているにも関わらず、その業務が実際に多様な利用者によって利用可能となるようにするための対応については、「留意する」という弱い表現に留められています。この書きぶりは、アクセシビリティの確保を博物館業務の中核ではなく付随的事項として位置づけているかのような誤解を生じさせかねません。一般に「留意する」という表現は、実質的に対応しなくとも意識や検討を行ったと説明すれば足りる余地を残し、合理的配慮の提供や社会的障壁の除去が十分に行われていなくても条文上は遵守したとされかねず障害者差別解消法等とも矛盾します。博物館の業務は、多様な背景を有する人々が利用できた時点で社会的意義を持つものであり、円滑な利用の確保は心に留める程度で足りるものではありません。したがって「努める」ものと同様に位置づけないことは人権侵害であると断じざるを得ません。以上のことから、第九条の2における「留意する」という表現は「努める」へ改め、博物館業務の実施と同等・同格の重みをもってアクセシビリティの確保を位置づけるよう強く求めます。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第9条第2項を以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとする。</p>
45	10	3	3	<p>・第10条3について、「博物館資料に対する海外からの関心に配慮し」という記述は避けるべきではないか。インバウンドに需要のある調査・研究が偏重され、基礎研究や地域研究がおそろかになる危険性がある</p>	<p>本告示第10条第3項においては、配慮事項として規定しているものであり、基礎研究や地域研究をおろそかにする趣旨ではないことから、原案のとおりとします。</p>
46	11	1	1	<p>(利用者に対応したサービスの提供)第11条第1項について            「子供とその保護者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者」を「子供とその保護者、妊娠中の者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者、性の多様性を持つ者その他特に配慮を必要とする者」と、円滑な利用が困難な主要な対象に「若者」および「性の多様性を持つ者」を加える。なお、ここでの文脈での実際上の現実的な具体事例としては「不登校生徒児童」や「ひきこもり状態にある者」等が想定される。</p>	<p>御指摘を踏まえつつ、博物館法施行規則第21条第4号との整合性及び旧告示第10条第2項に規定していた「青少年」について、大学生や20代、30代を一般的に意味する「若者」に範囲を拡大した上で、「子供」と合わせて規定し、本告示第11条第1項を以下のとおりとします。</p> <p>第十一条 博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。</p>
47	11	1	1	<p>・第十一条第一項            館の努力義務として「館内におけるベビーカーの貸与」を明文化しているが、車いすも加えるべきと考える。参考に、日本博物館協会は、車いすとベビーカーの加盟館への寄贈を行っている。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第11条第1項を以下のとおりとしました。</p> <p>第十一条 博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。</p>
48	11	2	2	<p>・【第十一条2】(情報発信、広報等)            【原文】「博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供の関心と理解を深めるため、子供向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。」            【提案】「子供および青少年」か「子供や若者」という表現にするのはどうか。            【理由】前回の「青少年」から「子供」のみの記載になったが、この記載では小学生中心で、中高大学生が対象外のようにも感じられてしまう。その一方で学術研究の記載もあり、対象は小学生以上も想定されているように思われるため。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、旧告示第10条第2項に規定していた「青少年」について、大学生や20代、30代を一般的に意味する「若者」に範囲を拡大した上で、「子供」と合わせて規定し、以下のとおりとしました。</p> <p>2 博物館は、その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供及び若者の関心と理解を深めるため、子供及び若者向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。</p>
49	11	3	3	<p>(利用者に対応したサービスの提供)第11条第3項について            博物館が「物品販売や飲食等の来館者向けサービス」を提供することが「望ましい」姿であるとは一概に言いきれない。また基準案全体として「利用者」と「来館者」の両方の表現規定が混在しているが、ここでは見出しが「利用者」とあることから、従前の規定どおり「来館者」は「利用者」の表現規定で統一することで差し支えないものとする(以下、同望ましい基準案、第16条第1項各号においても同じ理由である)。また、当該規定には、当該博物館の特性および博物館が地域社会に根ざした非営利事業機関であることを踏まえるべき観点が不可欠である。従ってここでは「利用者」に加えて「地域住民」もあわせて規定することが望ましいと考える。            以上から本項規定は「博物館は、当該博物館の特性および次条に規定する地域社会に根ざした非営利事業機関であることを踏まえたうえで、物品販売や飲食等の利用者、地域住民向けサービスの提供」とする。            理由: ICOM新旧定義でも「A museum is a not-for-profit, permanent institution」とあり新定義では「with the participation of communities」と規定されたところである。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、本告示第11条第3項を以下のとおりとしました。            また、「来館者」と同様に規定している第16条第1項第4号は「利用者や地域住民」に、同項第7号は「利用者」に、それぞれ修正しました。</p> <p>3 博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努めるものとする。</p>
50	11	3	3	<p>・P9 第十一条 3            来館者向けサービスとして施設及び設備の活用促進を述べるのは良いが、その目的が不明確である。なぜなら、「物品販売や飲食等」とその後の「多様な会場利用」とは全く別のサービスであるためである。悪い見方をすれば、「物品販売や飲食等」や「多様な会場利用」によって収益を上げると言っているように見えてしまう。なんのためのサービスとしてこれらを上げているのかを明記してほしい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第11条第3項を以下のとおりとしました。</p> <p>3 博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努めるものとする。</p>

51	12		12条「家庭及び地域社会との連携」が述べられるが、ここには「他の博物館」だけでなく、WG原案にある通り、「公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂」などとの連携を記述すべきである。この言及は文化庁と文部科学省の政策連携のためにもぜひとも必要であり、この点において、文化庁長官ではなく文部科学大臣による告示である意義がある。文化芸術基本法に従う観点からも図書館などを含め言及すべき内容である。	本告示第12条第2項における「他の博物館等」とは、第6条第8項にあるとおり「他の博物館、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設、社会教育及び文化関係団体、関係行政機関、社会教育及び文化に関する事業を行う法人、民間事業者等」を指すことから、原案のとおりとします。
52	12	1	・第12条について、1で事業実施にあたっての連携先として「学校、家庭及び地域社会」が挙げられているのに対し、2でまちづくりや産業活性化ほか、様々な地域課題に取り組む際の連携・協力先として挙げられているのは「他の博物館等」のみなのは何故か。バランスを欠いており、疑問である。様々な地域課題に取り組もうとするのであれば、より広範な連携・協力を記載すべきではないか。この点、博物館法においては、「地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し」とより広い主体との連携・協力を明記しており、記載を揃える必要があると思われる。	本告示第12条第2項における「他の博物館等」とは、第6条第8項にあるとおり「他の博物館、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設、社会教育及び文化関係団体、関係行政機関、社会教育及び文化に関する事業を行う法人、民間事業者等」を指すことから、原案のとおりとします。
53	12	2	第十二条2:「社会包摂」を「社会的包摂」に変更して下さい(social inclusionの訳語は「社会的包摂」の方が一般的だと思うため)。また、「孤立化」と「等」の間に「、貧困」(or「低所得」)を入れて下さい(社会的包摂は低所得や貧困の問題を抜きには語れない概念であり、意図的に貧困問題を排除するのは国際的に見て違和感があるため。また国内でも「体験格差」という言葉がよく使われるようになったが、博物館を含めた文化施設は「体験格差」が生じやすい場所であることは社会学的調査によって明らかであるため)。1960年のユネスコ総会採択の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」には、前文で博物館が教育の機会均等の理想の推進に貢献すること、8には入館料を低所得者に免除すべきことが明記されています。	御指摘を踏まえ、本告示第12条第2項を以下のとおりとしました。  <i>2 博物館は、他の博物館等との連携及び協力により、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会的包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとする。</i>
54	12	2	・第十二条2の修正を求める。 第十二条2に記述される「コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題」に博物館が対応することは大切なことではあるが、博物館法においてそのことに触れた条文がなく、その範囲を大きく逸脱しているため、望ましい基準の中で努力義務とするのは過剰な期待(博物館にとって荷が重すぎる)である。そのため、「努めるものとする」を「留意するものとする」に修正することを求める。	第12条第1項との規定ぶりの平仄の観点から、原案のとおりとします。
55	13		・第十三条(開館日等)について 開館日、開館時間の設定に際して勘案する事項に「利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等」とありますが、ここに「持続可能な運営」を加えることを提案します。また、最後の一文は「利用者の利用の拡大を図よう」とありますが、改正前の「利用者の利用の便宜を図よう」のままでよいと思います。 開館時間の延長は、学芸員や管理系職員のほか、監視員、ミュージアムショップ、清掃、警備など館にかかわるあらゆる働き手の長時間労働の原因となり現場の疲弊を招いています。夜間開館時間帯の利用の少なさを、職員の勤務シフトにも配慮した「持続可能な運営」の文言を勘案事項に入れることで、この条文が目指す、効果的な開館日・開館時間の確保という趣旨が一層明確になると思います。利用が少ないにもかかわらず夜間開館を設置者から強いられるようなことも防げるのではないのでしょうか。 また、最後の一文については、持続可能な博物館の運営、環境負荷への配慮といった観点からも、利用者の利用の「拡大」とまで言わずに従前の「便宜」のままがよいのではないかと考えました。	御指摘の趣旨を踏まえつつ、本告示第2条第1項の文言との平仄から、第13条を以下のとおりとしました。なお、第6条第4項の文言との平仄から、「利用の拡大」は原案のとおりとします。  <i>第十三条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日、早朝又は夜間における開館、定期的な無料開館その他の方法により、当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ、利用者の利用の拡大を図るよう努めるものとする。</i>
56	14		第十四条の頻出する「雇用の安定」は、かつては「正職員(無期雇用)としての雇用」を指すものとの認識が一般的であったが、雇用形態の多様化により、その認識が大きく揺らいでいるため、博物館設置者と博物館運営者、納税者の立場によってその具体的な内容の認識が異なるおそれがある。また時代の変化によってもとらえ方が変化する可能性が高い。共通認識を形成し、健全な議論を進められるようにするためにも、「雇用の安定」とはどのような状況をさすか改正時に想定したのかを例示し、参酌基準の改定時のように逐条解説として別途文化庁より発信することを求める。	本告示の趣旨については、今後周知に努めてまいります。 なお、公布通知においては、『「雇用の安定」には、常勤の職員としての雇用のほか、長期契約、円滑な契約更新等が含まれること。』と明示しております。
57	14		・学芸員の平均給与は非常に低く、非正規雇用の割合も多く、学芸員の待遇改善のため、第14条2項は努力義務とすべきではなく、博物館の規模に応じて、少なくとも2人以上の正規雇用を義務化とすべきである。	本告示は、登録博物館に係る当該基準とは別に、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当と考えられる、より水準の高い内容を示したものであるため、御指摘の内容は、本告示に規定することには馴染まないものであることから、原案のとおりとします。 なお、公布通知において、『「雇用の安定」には、常勤の職員としての雇用のほか、長期契約、円滑な契約更新等が含まれること。』と明示しております。
58	14	6	・博物館法3条3項に連携強化がうたわれているので、「望ましい基準」14条6項の「涉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材」に加え、「社会教育士をはじめとする人と組織をつなぐコーディネーター人材」も加えるべきではないでしょうか。 ・望ましい基準の文言が抽象的なので、「望ましい基準」の公布にあたっては、通知文等により、それぞれの条文を具体化するための事例を例示すべきかと存じます。そうでないと、行政、市民等に腹に落ちるような形で「望ましい基準」理念が伝わりません。例えば、14条の館長規定では、例示として「学芸員資格をもっている者」とか。	御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第14条第6項を以下のとおりとしました。  <i>6 博物館は、涉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとする。</i>  なお、公布通知においては、『「関係機関等と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材」としては、地域コーディネーターや社会教育士等』と明記しております。
59	14	6	・改正案第14条第6項について 博物館の人材確保について、館長に占める女性の割合が 相対的に低いことや、ダイバーシティ・オフィサーのような多様性、公平性、包摂性、アクセシビリティに配慮した博物館運営を担う多様な人材を配置することについても規定することを強く望む。  博物館に多様な人材を実情に応じて確保するよう努めることは極めて重要ですが、一方で、法改正の際に国会審議で指摘され、公布通知(令和4年4月15日 文化庁次長通知)でも述べている館長に占める女性の割合が 相対的に低いことについても言及すべきと考えます。 また、海外の動向を踏まえ、ダイバーシティ・オフィサーのような多様性、公平性、包摂性、アクセシビリティに配慮した博物館運営を担う多様な人材を配置することについても、第12条第2項において総論で述べるだけでなく、第14条においても規定することを強く望みます。	御指摘の趣旨は、本告示第14条第6項中の「専門性を有する多様な人材を実情に応じて確保」で既に読み込めることから、原案のとおりとします。
60	14	2・3	・第14条2および3において、審議会資料では「常勤」と記載していた。「雇用の安定に努める」では現状追認でしかなく、全く望ましい基準としての機能を満たさない。あくまで「常勤の者」を充てることが望ましいと明記すべきではないか。	本告示第14条第2項及び第3項においては、令和4年博物館法の一部改正時の附帯決議の文言を踏まえるとともに、常勤の者をもって充てること以外の措置も含めて読み込めるよう、「雇用の安定」という規定振りとしたことから、原案のとおりとします。 なお、公布通知においては、『「雇用の安定」には、常勤の職員としての雇用のほか、長期契約、円滑な契約更新等が含まれること。』と明記しております。
61	15	1	・(改正案第15条第1項について) 博物館法第7条では、職員研修の実施主体を、「文部科学大臣及び都道府県の教育委員会」と規定しており、法改正によらず告示で市町村にも新たな努力義務を課すことに疑問を感じます。そもそも、小規模自治体が主体となって研修を行うための人材や資金が確保できるとは思えません。再考を求めます。	旧告示第14条第1項においては、都道府県の教育委員会による研修の機会の実施についてのみ規定しているが、国及び都道府県教育委員会による研修の実施については法第7条で規定されていることから、市町村の教育委員会による取組について本告示において規定したことから、原案のとおりとします。
62	15	2	・第十五条2項に関して 職員の「学会や現地調査その他調査研究活動」について、【積極的に】参加させるよう努めるものとする。 と変更することを提案する。 理由:最新の学術成果を反映させた経営・展示・各種運営を行うには学会、現地調査等への参加が不可欠であるため。	御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第15条第2項を以下のとおりとしました。  <i>2 博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は他の博物館等が主催する研修その他必要な研修、他の博物館等の職員との知見や技術の共有に資する相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。</i>
63	16	1 3	・(施設及び設備)第16条第1項第三号について 「地域住民等が日常的に博物館に来館するよう、交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備」とあるが「地域住民等」を主語(主体)とする能動的表現規定とし、かつ主体を従前規定どおり明確に捉え「利用者、地域住民」とすることが望ましい。加えて、次号と同様の構文に整備することが望ましい。具体的には、本号規定においては「交流や情報交換、自習その他の利用者、地域住民が日常的に博物館を利用するために必要な施設及び設備」と改める。	御指摘を踏まえつつ、第16条第1項第2号及び第4号との平仄から、同項第3号を以下のとおりとしました。  <i>三 地域住民等の博物館への日常的な来館も促進するよう、利用者間の交流や情報交換、自習等を行うための必要な施設及び設備</i>
64	16	1 7	・(施設及び設備)第16条第1項第七号について 「災害時に来館者及び職員の安全を確保」を「災害時に利用者及び職員の安全を確保」とする。	御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第16条第1項第7号を以下のとおりとしました。  <i>七 避難灯、防火壁その他の災害時に利用者及び職員の安全を確保し、博物館資料を保全するために必要な施設及び設備</i>
65	16	8	・改正案の第16条の8について、大規模災害時等に備えて博物館資料の保管だけでなく、その記録が必要なため、「博物館資料及びその記録を適切に保管」とすべきである。	御指摘の趣旨は、本告示第16条第1項第6号及び第17条第2項で既に読み込めることから、原案のとおりとします。

66	17	1	<p>・第十七条において、「危機管理に関する手引書」とありますが、BCP(Business Continuity Plan)：事業継続計画など、発生後の対応に関する記載がありません。自然災害は、十分な対策をとっていても発生を抑えることが困難であるため、防災とともに、被災後の早期復旧に向けた計画を策定することに努めることを記載することは重要かと考えます。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、本告示第17条第1項を以下のとおりとしました。</p> <p><b>第十七条</b> 博物館は、事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延、情報漏えいその他非常の事態による被害を防止するため、博物館資料や当該博物館の立地、館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する計画及び手引書の作成及び周知、関係機関と連携した研修及び訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする。</p>
67	17	4	<p>・【第十七条 4項?】(危機管理等)</p> <p>【意見・提案】民間所在資料についての文言を入れることはできないか。 【理由】危機管理の条項が「博物館内」の設備や資料を守る話のみになっているが、「地域全体の資料保全に博物館が貢献する」ことが、今後の博物館に求められていると思われる。東日本大震災以降、民間所在資料の把握も資料保全の課題として考えられてきており、博物館の危機管理の延長として、ここに民間所在資料の話を入れることはできないか。 第六条の「所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。」は、民間所在資料を想定しているように読み取れるが(誤読だったらすみません)、第六条にあると館外資料の意味が明確に伝わりにくいと思われるので、この部分を「第十七条(危機管理条項)の4項などに、「所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況も把握し、情報の共有や保全に努める」などとして盛り込むことはできないか。</p>	<p>御指摘の趣旨は、本告示第6条第1項で既に読み込めることから、原案のとおりとします。</p>
68	附	2	<p>・附則(施行期日)第2項に関して条文全体に関すること 今回「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止が提案されていますが、今回全部改正される本基準からも「青少年」に関する属性規定が一切削除されることについては、慎重な検討が必要であると考えます。 博物館は社会教育施設であり文化施設であることから、青少年の利用促進も、全国的にみても依然として重要な課題であり、その役割は引き続き求められています。 したがって、第7条(展示等)、第9条(学習機会の提供及び創造的活動への支援)、第11条(利用者に対応したサービスの提供)、第13条(開館日等)、第16条(施設及び設備)において、青少年に関する視点を何らかの形で位置づけることが適当であると考えます。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、本告示において、全体的に「若者」を対象として追記しました。</p>

※「主な意見内容」については、原則原文のまま掲載しております。